

甲賀市ボランティアグループ活動助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会（以下「法人」という。）会長が、甲賀市のボランティア活動の振興とグループ活動の活性化を図るため、ボランティアグループが行う自主的な活動に対する助成金交付に必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 本事業の対象者は、甲賀市内に拠点を置いて活動するボランティアグループとする。ただし、区・自治会単位を活動対象とするグループは除く。

(助成対象活動)

第3条 本事業の対象となる活動は別表に定める。

(助成対象経費および金額)

第4条 本事業の財源は共同募金配分金とし、助成は、法人の予算の範囲内において行う。なお、助成限度額については別表に定め、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成の申請手続き)

第5条 本事業助成金を受けようとするグループは、毎年度9月末日までに、次に掲げる書類を添えて、法人会長に提出しなければならない。

- (1) 甲賀市ボランティアグループ活動助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 甲賀市ボランティアグループ活動計画書（様式第2号）
- (3) その他、必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 法人会長は、前条に定める申請を受理した場合、当該申請書の審査および必要に応じて行う聞き取り等により、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに助成金の交付を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知（様式第3号）するものとする。

(助成金の交付請求)

第7条 助成金の交付決定を受けたグループは、速やかに助成金交付請求書（様式第4号）を法人会長に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第8条 法人会長は交付決定者から交付請求書の提出があった場合、書類受理後30日以内に助成金を交付しなければならない。

(活動実績報告および決算報告)

第9条 助成金を受けたグループは、助成対象活動終了後10日以内に、次の各号に掲げる書類を法人会長に提出しなければならない。

- (1) 甲賀市ボランティアグループ活動助成金実績報告書(様式第5号)
- (2) 甲賀市ボランティアグループ活動実施報告書(様式第6号)
- (3) その他、必要と認める書類

(交付の取り消しまたは返還)

第10条 法人会長は、次の各号いずれかに該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消し、助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 助成金の交付の申請について不正の事実があったとき
- (2) 助成金を助成の目的以外の用途に使用したとき
- (3) 助成対象活動を中止したとき
- (4) 助成対象活動を遂行する見込みがなくなると認めたとき
- (5) この要綱に違反したと認めたとき
- (6) 実績額が助成金交付済み額に満たないとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、法人会長が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成23年 5月26日から施行する。
この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表

助成事業名	対象	活 動 内 容	対象経費	申請期間	助 成 額
新規活動助成	グループが新たに取り組む、または開始から1年以内の活動（4/1時点） ※助成対象の活動期間は申請年度中とする。	1)活動が先駆的で、他の範となる内容のもの 2)今日のニーズに対応した内容で、継続性のあるもの 3)ボランティア活動のネットワーク作りおよびボランティアの輪を広げていく活動 4)その他、活動に取り組む方法の工夫や取り組みの広がりがみられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸謝金 ・ 旅費交通費 ・ 消耗器具备品費 ・ 燃料費 ・ 印刷製本費 ・ 水道光熱費 ・ 通信運搬費 ・ 使用料及び賃借料 <p>※報償費・旅費は、外部からの講師や指導者に対する協力へのお礼とする。</p>	毎年度9月末日まで	対象経費の3分の2以内とし、限度額は30,000円とする。

※ 助成申請は1活動1回限り、年度につき1団体1活動のみとする。

※ 主催関係者に関わる経費や領収書のないものは対象としない。

※ 同一活動に対し他の補助や収入を受けているグループは対象としない。